

児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（令和7年12月改訂）

改訂の経緯



小中高生の自殺者数は令和6年に529人と過去最多となる一方で、

- ✓ 調査について遺族への説明が不十分で、調査が長期化てしまっていること
- ✓ 調査における共通様式が定まっていないことから、調査内容にはらつきが生じていること
- ✓ 詳細調査についての制度及び調査希望の有無について、学校等が遺族に説明した件数が全体の約7割（※1）に留まっていること（令和6年度）
- ✓ 詳細調査に移行した件数が全体の約1割（※2）に留まっていること（令和6年度）

等の課題が指摘されるとともに、前回の改訂（平成26年7月）から10年以上が経過していることを踏まえ、**背景調査の指針を改訂**

【※1】 413件中、説明を行ったものは300件（72.6%）

【※2】 413件中、詳細調査を実施したものは23件（5.6%）

改訂のポイント



- ✓ 背景調査の内容・災害共済給付・相談窓口を記載した説明様式を作成し、遺族への詳細調査等に係る説明の確実な実施を推進＜第1章＞



- ✓ 背景調査を円滑に進めるに当たっての学校設置者及び学校等の基本的姿勢や平常時からの備え（改正自殺対策基本法に規定された協議会や心の健康の保持のための健康診断等を含む）を記載＜第2.3章＞



- ✓ 基本調査における調査すべき事項を整理し、基本調査のための様式を作成。また、基本調査の結果を遺族に説明することを記載。
- ✓ 自殺の実態把握と要因分析・研究のため、文部科学省に様式・報告書を共有することを記載（こども家庭庁には文部科学省から提供）＜第3章＞



- ✓ 遺族の希望がある場合に確実に詳細調査を実施するため、詳細調査の意向確認を行うための意向確認書の作成や、詳細調査に移行した例を記載＜第4章＞



- ✓ 遺族の希望があり、調査体制や心のケア体制等が整えば、詳細調査の一部である、アンケート調査等を基本調査と並行して実施できることを明記＜第4章＞



- ✓ 体罰・不適切な指導が背景に疑われる自殺事案等調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高い場合は、詳細調査について第三者委員会方式での実施を検討する必要があることを記載＜第5章＞



- ✓ 詳細調査の報告書の標準的な項目を記載。また、遺族と共に認識を図りながら調査を進め、調査結果に係る情報提供及び説明を適切に行うほか、遺族と事前に確認した調査事項に調査漏れ等がある場合は、遺族の意向を確認した上で、調査主体又は調査組織の判断で、追加調査を行うことが望ましいことを記載＜第5章＞



- ✓ 背景調査の実施中にいじめが背景に疑われる事実が明らかになる場合もあることから、背景調査からいじめの重大事態調査に移行する際の注意点や求められる対応を記載＜第6章＞